

(別紙1) 告示案

○ 養育里親研修について

- 1 養育里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及びこの告示の施行の日において既に里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる。
- 3 専門里親研修を修了した者は、1に定める研修を修了したものとみなす。
- 4 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

別表

科 目
児童福祉論(講義)
養護原理(講義)
里親養育論(講義)
発達心理学(講義)
小児医学(講義)
里親養育援助技術(講義)
里親養育演習(講義・演習)
養育実習(実習)

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。